

価格転嫁・取引適正化に係る最近の動きと 今後の対策

令和7年3月26日

東北経済産業局



大阪・関西万博
公式キャラクター
ミャクミャク

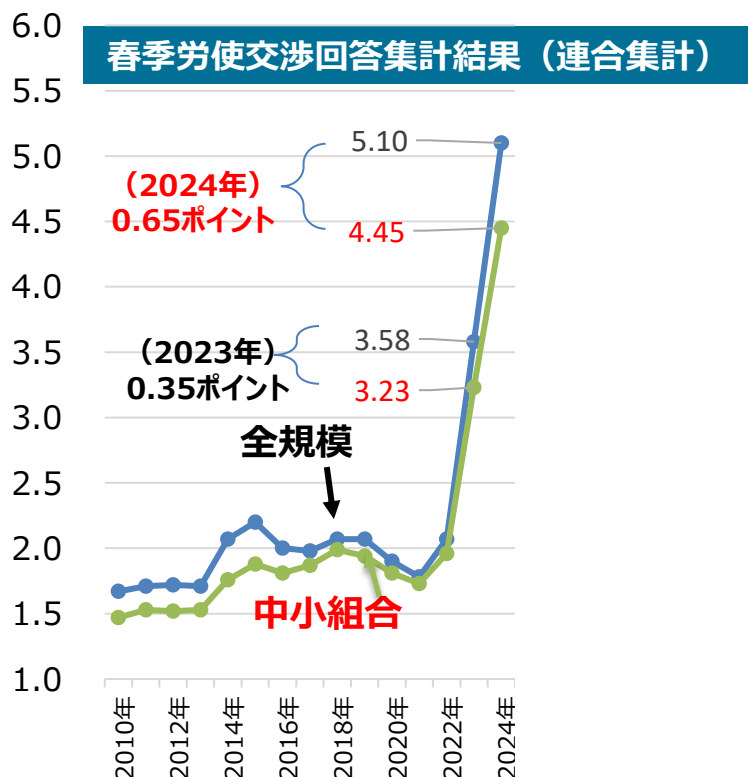
1. 取引適正化・価格転嫁に向けた政府全体での取り組み

2. 価格転嫁に向けた取り組み

- (1) 価格交渉促進月間
- (2) パートナーシップ構築宣言
- (3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組
- (4) 取引適正化に関する最近の動き
- (5) 足下の動向

中小企業の賃上げを巡る現状認識

- 「投資と賃上げが牽引する成長型経済の実現」のため、雇用の7割を支える中小企業の賃上げ実現が重要。2023・24年度は約30年ぶりに3～5%の賃上げが実現したが、大企業との差は拡大。2025年は厳しい見通し
- 賃上げ原資を確保するためには、稼ぐ力を強化する生産性向上に加え、下請中小企業が直面する原材料・エネルギー費の高騰や人手不足・人件費上昇等に対応できるよう「価格転嫁、取引適正化」が不可欠。



（参考）石破内閣総理大臣所信表明演説
（2024年11月29日）

国民の皆様の暮らしが豊かになったと感じていただくためには、現在や将来の賃金・所得が増えていくことが必要です。そのことを最重要課題として、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定しました。

第一に、日本経済・地方経済の成長です。

家計を温めるためにも物価上昇を上回る賃金上昇を実現していく必要があります。まず、最低賃金の引上げに取り組むほか、中小企業をはじめとした事業者の皆様方が確かに儲かり、物価上昇に負けない賃上げをしていただけるよう、円滑かつ迅速な価格転嫁を進めるとともに、省力化・デジタル化投資の促進や、経営基盤の強化・成長のための支援を充実します。

※ 1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の組合。

※ 2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。

政労使の意見交換

- 令和7年3月12日、石破総理は総理大臣官邸で政労使の意見交換会に出席



石破総理発言

- ・先ほど、経団連会長から、賃上げの力強い勢いの定着に向けて、多くの企業で今年も高い水準の回答がみられたと、そのような御報告をいただきました。
- ・昨年11月に政労使の意見交換で、私から大幅な賃上げへの御協力をお願いして以来、年末の経済対策や補正予算の成立、今年1月の国内投資拡大のための官民連携フォーラムなどを通じて、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』の実現に向けた機運が高まり、官民の連携が一層進んできたことが実を結んできていると考えております。改めて、御協力と御尽力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。
- ・一方で、中小企業関係団体の皆様方からは、労務費の価格転嫁や生産性向上への支援の更なる強化が必要であるとの御発言をいただきました。**今後の中小企業や小規模企業の賃上げに向け、政策を総動員いたしてまいります。**
- ・自治体の公共調達について、総務大臣は、自治体に対し、重点支援地方交付金6,000億円を活用するなどにより、労務費の転嫁が適切に行われるよう、強く働きかけてください。
- ・価格転嫁については、昨日、協議に応じない一方的な価格決定の禁止などを盛り込んだ下請代金法と下請振興法の改正法案を国会に提出をいたしました。早期の法案成立を目指してまいります。
- ・社会の機能を維持するために必要不可欠な仕事に従事しておられるエッセンシャルワーカーの方々を中心に、スキルを向上させれば、適切に評価され、賃金が上がるようにすることを目指してまいります。昨日、スキル検定制度の初回の認定が行われました。各大臣は、本制度の活用と、『**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**』の遵守について、所管業界に周知し、更なる働きかけをお願いを申し上げます。



「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」 (2025年1月16日)

- ・ 参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- ・ 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

参加企業 (順不同・敬称略)

- ① 磨棒鋼 (みがきぼうこう) 工業組合【東京 製造業】
理事長 多田 茂
- ② (株) セキュリティー【岐阜県 警備業】
代表取締役会長 幾田 弘文
- ③ 富士電子工業 (株)【大阪府 製造業】
代表取締役社長 渡邊 弘子
- ④ (株) ロッキー【熊本県 小売業】
代表取締役社長 竹下 光伸
- ⑤ (株) 吉村【品川区 製造業】
代表取締役社長 橋本 久美子
- ⑥ (株) フジワラテクノアート【岡山県 製造業】
代表取締役副社長 藤原 加奈

政府出席者

- ① 石破 内閣総理大臣
- ② 赤澤 新しい資本主義
担当大臣
- ③ 武藤 経済産業大臣
- ④ 橘 内閣官房副長官
- ⑤ 青木 内閣官房副長官
- ⑥ 矢田 総理大臣補佐官



総理の締めくり発言の要旨（価格転嫁・取引適正化関係）

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

1. 中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する**商慣習の一掃**に向けて、

①各業界において、

・下請法違反が無い（自主）点検をする

・違反があって（中小企業が）不利益を受けた場合にいかに補償されるか

ということも考えていかなければならない。

②サプライチェーンの頂点となる企業や業界に対して、

・直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定をしてもらなければならないし

・それが隅々まで伝わるように（情報発信を）していかなければならない。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する**指針**」の**遵守**の徹底を関係大臣にお願いする。

2. 国・自治体の委託・請負契約でも適切に価格交渉・転嫁がなされているのか。

（コストが上がった場合に）**適切に価格交渉・転嫁に応じる**ように各省庁にお願いしたい。

3. 「協議に応じない価格決定」などの禁止を基本とする、**下請法改正法案**はなるべく早く国会に提出し、価格転嫁・取引適正化を更に徹底していきたい。担当大臣にお願いしたい。

1. 取引適正化・価格転嫁に向けた政府全体での取り組み

2. 価格転嫁に向けた取り組み

- (1) 価格交渉促進月間
- (2) パートナーシップ構築宣言
- (3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組
- (4) 取引適正化に関する最近の動き
- (5) 足下の動向

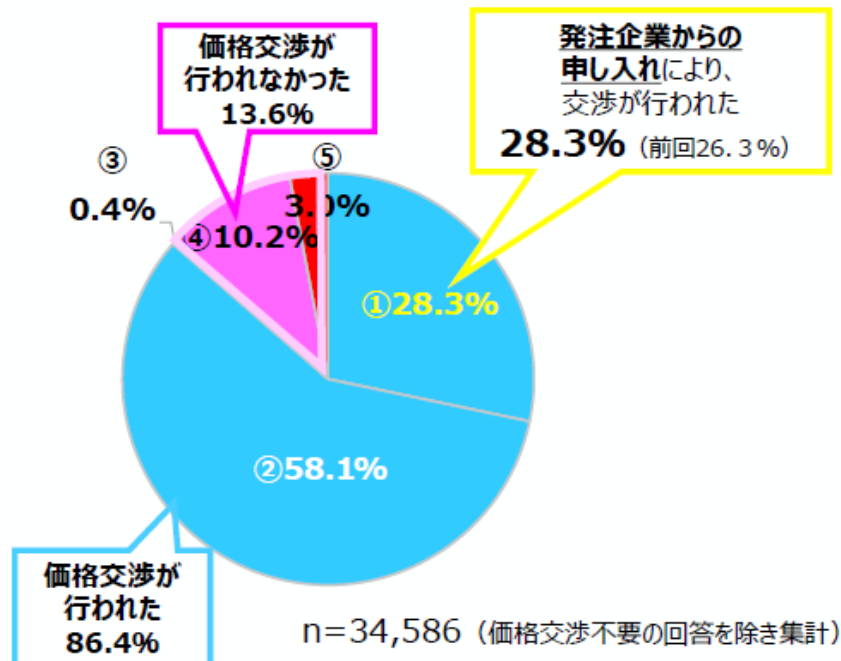
2.(1)価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査

①価格交渉・転嫁の状況

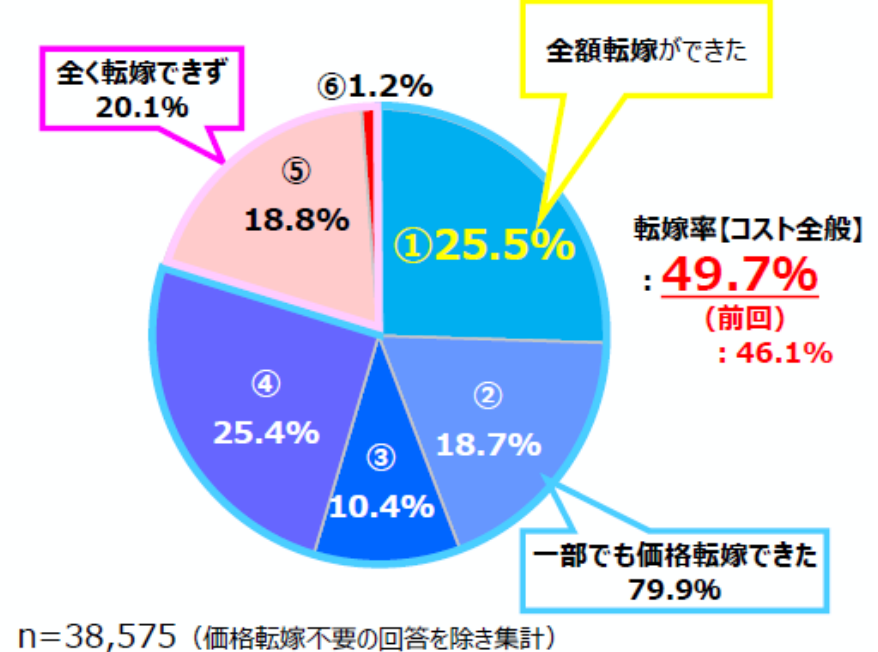
2024.11.29公表

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の28.3%となり、交渉しやすい雰囲気が醸成されつつある。価格交渉できた企業の7割では労務費についても価格交渉できたとの結果。
- 価格転嫁率は49.7%で、前回調査から約3ポイント増加。労務費の転嫁率も44.7%と前回調査から4.7ポイント増加。他方、「全く転嫁できなかった」企業も約2割残っており、2極化が明らかになった。
- 1月21日、発注企業ごとの交渉・転嫁の状況を公表。状況の芳しくない発注企業の経営トップへ事業所管大臣名で指導・助言を行った。

＜価格交渉＞



＜価格転嫁＞

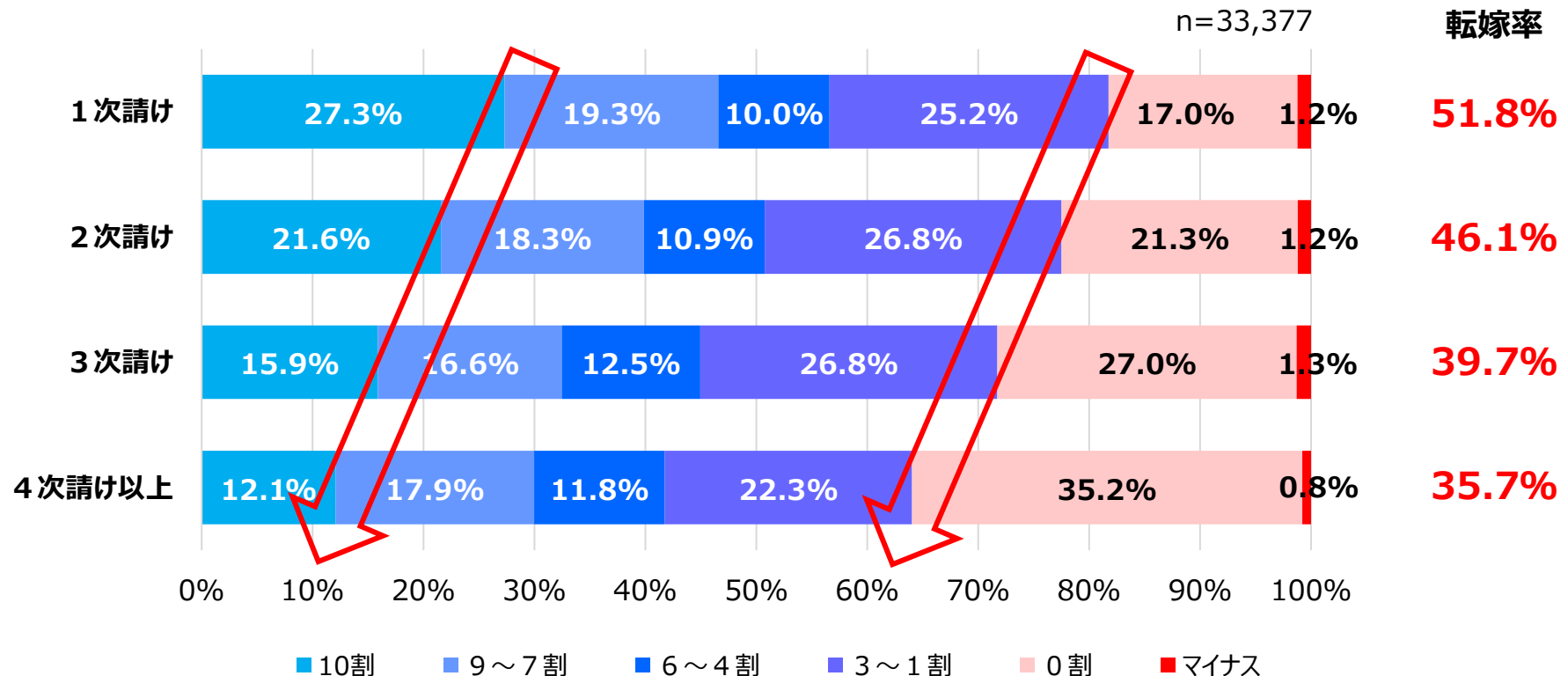


②サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（51.8%）に対し、4次請け以上の企業は35%程度
- 特に、4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く（36.0%）に上る。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向。
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



③価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2024年9月の価格交渉促進月間の結果）

●1月21日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業（211社）及び6の国・地方公共団体について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表したところ。

法人番号	企業名	①回答 企業数	②価格交渉の 回答状況	③価格転嫁の 回答状況
1010001000006	五洋建設(株)	17	ア	イ
1010001001805	鹿島道路(株)	14	イ	イ
1010001008668	JFEスチール(株)	19	ア	イ
1010001092605	ヤマト運輸(株)	67	イ	ウ
1010001098619	日鉄物流(株)	16	ア	イ
⋮				
1010401029009	美和ロック(株)	11	エ	ウ
1010601006939	(株)吉野工業所	10	ウ	ウ
⋮				
5011601000515	一建設 (株)	10	エ	イ
5011601000515	(株)パスコ	11	ア	イ
⋮				
7010401057862	タマホーム(株)	19	エ	ウ
7010401088742	(株)大林組	43	ア	イ
⋮				

(価格交渉/
転嫁の評価)

下請中小企業からの
価格交渉、価格転嫁
についての回答の
平均値（※10点満点）
をア、イ、ウ、エの
4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、
4点以上

ウ：4点未満、
0点以上

エ：0点未満

④「企業リスト」公表を踏まえた報道状況等（2025年1月）

- 今回（2025年1月）の「企業リスト」公表に際しても、報道された企業は取引方針の改善に取り組む旨を表明。
- （参考）2025年1月21日 日本経済新聞（WEB） （参考）今回の企業リスト（2025年1月公表）において、
「中小との価格交渉に後ろ向き、タマホームなどに最低評価」 「E」評価であった一建設株式会社のプレスリリース



記者会見する経産省長官（21日午前、経産省）

経済産業省は21日、取引先の中小企業との価格交渉や価格転嫁に後ろ向きな企業を公表した。価格の交渉状況ではタマホームと一建設、鍵大手の美和ロックの3社が4段階評価で最低だった。タマホームは前回調査に続き2度目となった。

経産省は2024年9～11月、中小企業5万1282社を対象にアンケート調査した。10社以上の中小企業から主要な取引先として名前が挙がった211社について取引価格に関する交渉や転嫁の状況を整理し、4段階で評価した。

交渉と転嫁でともに下から2番目の評価を受けたのは日本郵便や西濃運輸、旭化成ホームズなど10社だった。住宅や物流の関連が計6社を占めた。ともに最高評価を受けたのは日本製鉄やいすゞ自動車などの29社だった。

国や自治体が発注する「官公需」に関する交渉や転嫁の状況も初めて質問項目に盛り、兵庫県が転嫁状況について2番目に悪い評価となった。公共工事などでは入札で価格が決まった後でも、コスト上昇に応じて契約価格を見直すよう求めることができる。経産省の担当者は「入札で決めると転嫁しないといった誤った慣行がある。関係省庁と適正化に向け周知を図る」と話した。

2025年1月21日
一建設株式会社

お取引先企業様との取引価格適正化における取り組みについて

2025年1月21日、中小企業庁より「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果」が公表されましたが、取引価格適正化の取り組みとして、大いに改善すべき評価をいただきました。

弊社としましては、かねてより、お取引先企業様に取引価格適正化のためのご意見をお伺いしてまいりましたが、それが十分でなかったと反省しております。この結果を真摯に受け止め、お取引先企業様との適切な価格交渉・適正な価格の実現に向けてより一層取り組んでまいります。

以上

(参考) 価格交渉・価格転嫁の好事例

発注側

- 原材料費・エネルギーコスト・人件費等が高騰している状況を踏まえ、発注企業から、価格交渉を申し出てほしい旨の連絡を受け、記入例も提示してもらえた。（金属ほか）
- パートナーシップ構築宣言を行っている取引先から、労務費指針に沿って価格交渉に応じる旨の通知を受けて価格交渉を行った。（機械製造ほか）
- 取引先から価格交渉に当たって、原材料やエネルギー、労務費のコスト上昇分についての取引価格への反映に係る計算書の提案があって、十分な協議により価格転嫁もできている。（自動車）
- 取引先の最上位企業の方針を受けて、毎年2回の価格交渉に応じてもらっており、価格転嫁も納得のいく金額であり良好な関係にある。（産業機械）
- 年4回の価格協議が定例化され、交渉の1ヶ月前に提出した見積もりにより円滑な協議と価格改定が行われている。（食品製造）

受注側

- 綿密な原価計算を行い交渉を行うことで取引先から厚い信頼を受けており、価格転嫁にも概ね応じてもらっている。（建設業）
- 取引価格に関する原材料価格やエネルギー価格等のコスト変動についての算定方式の合意を取り付け、四半期ごとに取引価格を改定している。（機械製造）
- 収益が悪化しているが、多数の商品と取引先があり対応に苦慮、よろず支援拠点の指導を受けて、原価管理のもとで収益に大きな影響のある重点の商品・取引先から順次価格交渉を進めている。（食品）
- 契約時から労務費を含むコスト上昇分をについて協議により価格改定しているほか、福利厚生費についても価格に織り込んでもらった。（建設業）
- 原材料価格の上昇により自社の強みとする食料品の収益が悪化したため、よろず支援拠点に相談し、一部機械設備の導入を図るとともに不足分は値上げを行ったところ、周辺の店舗も値上げに追随した。（飲食店）

2.(2)パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言は、発注側の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
- ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止



パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！



パートナーシップ
構築宣言とは

事例集

登録方法

登 録

登録企業リスト
現在の登録数
61,803 社

※R7.3.14現在

(3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組 (パートナーシップ構築宣言企業への優遇措置以外)

【秋田県】

- 2023. 6. 5 協定締結
- 2023.12 中小企業者価格転嫁推進広報事業 実施
- 2024. 4. 1 協定更新
- 2024. 5.30 価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会 開催
- 2024. 8.19 価格転嫁の実施状況に関するアンケート 実施
- 2024.11.15 第二回 価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会 開催
- 2025. 2～ 取引適正化支援事業 実施予定

【青森県】

- 2023.9.19 共同宣言
- 2024.9.11 第一回価格転嫁促進連絡会議 開催
- 2024.9～ 価格転嫁促進のための事業者向けPRチラシの作成、周知
- 2025.2～3 価格転嫁サポートセミナー(県内3地区) 開催
- 2025.3 価格交渉促進のための事業者向け周知 (商工団体の広報媒体を活用した一斉周知)
- 2025.3.21 第二回価格転嫁促進連絡会議 開催

【山形県】

- 2023.3.24 共同宣言
- 2024.10.28 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
- 2024.12.12,13 価格転嫁促進セミナー 開催
- 2025.3.25 第二回価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催



【岩手県】

- 2023.7.12 共同宣言
- 2024.5.31 価格転嫁促進セミナー 開催
- 2024.8.8 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
- 2025.2.18 価格転嫁交渉セミナー 開催



【福島県】

- 2023.9.1 共同宣言
- 2024.3.25 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
価格交渉・価格転嫁に係るアンケート結果 公表
- 2024.12.23 価格転嫁の円滑化に向けた代表者会議 開催

<その他>

- ・価格転嫁セミナーを開催 (R6は全7回)
- ・県独自の価格転嫁に係るチラシを作成
- ・県内市町村や企業へ依頼文書を送付



【宮城県】

- 2023.5.22 協定締結
- 2024.6.7 価格転嫁の円滑化に関する連絡会議 開催
- 2024.10.29 価格転嫁の円滑化に関するセミナー(支援者向け)
- 2025.3.19 価格転嫁の円滑化に関するセミナー(飲食業界向け)



2. (4)取引適正化に関する最近の動き

<価格転嫁>

○労務費の指針（R5年11月:内閣官房・公取委から公表、R6年3月:下請振興基準の改正）

価格転嫁の難しい労務費に関して、発注者・受注者それぞれが取るべき行動の指針を策定。価格交渉の様式例も併せて公表。下請中小企業振興法・振興基準の改正も行い、業界団体の自主行動計画への反映を要請。

○価格据置きへの対応（R6年5月:下請法運用基準を改正、令和6年11月：下請振興基準改正）

コストの著しい上昇分が公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請け代金の額について、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化。

<支払条件>

○手形等のサイトの短縮（R6年4月:下請法指導基準を変更、令和6年11月：下請振興基準改正）

手形、電子債権、一括決済方式に関してサイトを60日以内とする（令和6年11月施行）。

○手形の廃止（R6年1月:中小企業等の活力向上に関するWGで関係省庁への指示）

「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据え、手形の廃止に向けた取引慣行の見直しなど、働きかけを強化すること。

<型取引>

○公正取引委員会の勧告（R5年3月～）

「型」を無償で保管させていた行為等について5件の勧告。

※岡野バルブ製造（R5.3）、サンケン電気（R5.11）、サンデン（R6.2）、ニデックテクノモーター（R6.3）、トヨタカスタマイジング&ディベロップメント（R6.7）

○「金型等の無償保管要請の防止について」要請文発出（R5年12月:公取委・中企庁連名）

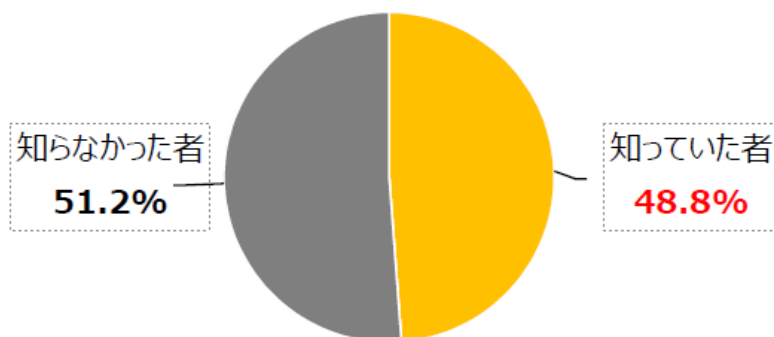
業界団体に対して、傘下の会員企業に勧告案件等の内容を周知すること、下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すこと、について協力要請。

(参考) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

- 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)

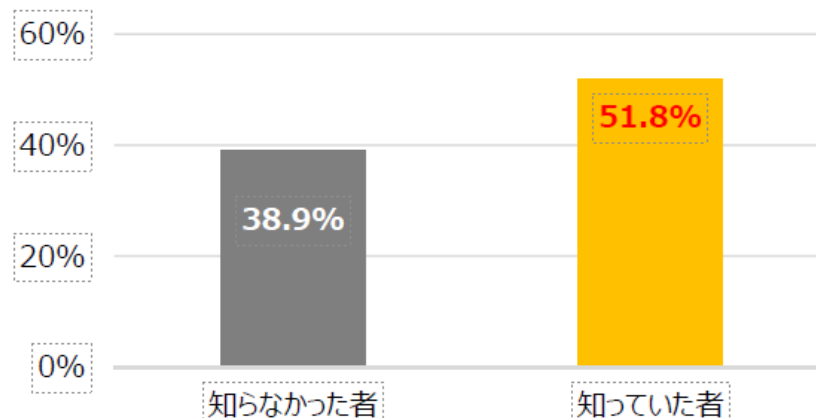


(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、上位5業種は、放送業(74.1%)、輸送用機械器具製造業(67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)
下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、自動車整備業(29.4%)、飲食料品小売業(30.2%)、印刷・同関連業(35.2%)及び家具・装備品製造業(36.1%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。
- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。

2. (5) 足下の動向

下請法改正に向けた検討の経緯

※20250311「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が閣議決定 関連資料より

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (抜粋) (令和6年11月閣議決定)

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」 (座長：神田秀樹東京大学名誉教授)

(令和6年7月～12月)

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討 (公正取引委員会・中小企業庁の共催)
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。